

令和7年度長崎県産品県外PR推進事業長崎フェア等業務委託仕様書

1 業務名

令和7年度長崎県産品県外PR推進事業長崎フェア等業務委託

2 目的

首都圏・関西圏等の百貨店、高級スーパー等で長崎フェア等を実施することで、長崎県産品の魅力を広く発信し、県産品のブランド化を図る。また、首都圏・関西圏のバイヤー等の招へい等を行い、長崎県産の食材を活用した長崎フェア等を実施する機会を創出することで県内事業者の販路開拓や商品の磨き上げを支援する。

3 契約期間

契約の日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

首都圏・関西圏等の百貨店、高級スーパー、ホテル・料飲店等が実施する長崎フェア等において必要な業務を行うとともに、バイヤー等の産地視察に係る経費を支援する。その業務項目及び数量は、「7 業務項目・数量」のとおりとする。

5 委託条件

(1) 業務実施体制の確保

本業務を円滑に行うため、担当者を正・副1名ずつ配置すること。

(2) 受付・対応業務

長崎県の休日を定める条例（平成元年7月18日長崎県条例第43号）に定める休日を除く、毎日午前9時から午後5時45分の間、本業務に係る協議・相談等依頼の受付に対応できること。

(3) 業務報告

業務管理のため、次の事項についての月次報告を作成し、翌月10日までに物産ブランド推進課へ提出すること。また、指示のあった項目については速やかに書面により報告すること。

① 全体事業の進捗状況

② 長崎フェア等（店頭PR活動含む）の実施結果

③ その他業務の実施のために必要な事項

(4) 成果品の提出

本業務完了後は、成果品として業務の実施結果を示した報告書、印刷物及び電子データからなる業務成果報告書を速やかに2部で提出すること。

また、成果物が著作権法（昭和45年法律第48号）第2条第1項第1号に規定する著作物に該当する場合は、当該著作物に係る著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を当該著作物の引渡し時に無償で本県に譲渡すること。

6 その他特記事項

(1) 受託者は、県の指示に従って本業務を実施するものとする。

(2) 受託者は、本業務の関係書類等を整備保管し、必要な書類の提出や実地検査等に際しては、協力すること。

(3) 本業務について、この仕様書に記載されていない事項その他疑義が生じた場合は、長崎県と協議のうえ決定する。

7 業務項目・数量

業務項目及び数量等については、以下のとおりとする。

I 長崎フェア等支援

(I) 長崎フェア等支援

① 首都圏長崎フェア開催支援経費

- ・長崎フェアのPRのため、実施店舗が作成する販促ツールの経費の一部を負担すること。
- ・長崎フェアで実施するキャンペーン等のPRイベントを企画・実施すること。
- ・PRイベントの企画、販促ツール等の作成については、県・実施店舗と調整のうえ、受託者が主体となって実施すること。
- ・長崎フェアの実施回数の内訳は次のとおり想定すること。

実施店舗の区分	首都圏
ア)百貨店	1回
イ)パートナーシップ企業	2回
合計	3回

- ・上記表のア)～イ)の区分ごとに、次の実施内容を想定すること。
- ・キャンペーン等PRイベントの運営については、長崎フェアを実施する百貨店・高級スーパー等の企業ごとに行うこと。
- ・キャンペーン等PRイベントの内容、PRイベントの販促ツール等の作成は、受託者が県・実施店舗と調整のうえ実施すること。
- ・なお、百貨店・スーパー等の担当者連絡先は、県から受託者に共有する。
- ・作成したデータ等については随時県へ提供すること。

ア) 百貨店(首都圏1回実施)

長崎フェアの開催に要する経費については、次のとおり想定すること。

項目	内容
イベント経費	<ul style="list-style-type: none"> ・PR用ポスター、チラシ等の製作経費(デザイン費含む) ※150,000円程度を想定すること。 ・催事等のPRイベントの実施に要する経費 ※480,000円程度を想定すること。
雑費	・消耗品費、送料等

イ) パートナーシップ企業(首都圏2回実施)

長崎フェアの開催に要する経費については、各回次のとおり想定すること。

項目	内容
イベント経費	<ul style="list-style-type: none"> ・PR用ポスター、チラシ、ツール等の製作経費(デザイン費含む) ※150,000円程度を想定すること。 ・催事等のPRイベントの実施に要する経費 ※120,000円程度を想定すること。 ・試食サンプル費 ※150,000円程度を想定すること。
雑費	・消耗品費、送料等

(2) 店頭 PR

① 人材派遣経費

- ・首都圏・関西圏の百貨店等において重点PR商品等のPRを行う店頭PR人材を県、実施店舗と時期、人数、場所、PR商品を調整のうえ、手配すること。
- ・店頭PRの実施回数(手配するPR人材の延べ人数)は、首都圏46回、関西圏26回、計72回を想定すること。ただし、関西のうち8回は県で手配するため経費負担のみ行うこと。
- ・店頭PR活動の実施結果については、月次報告時に県の定める様式により報告書を提出すること。
- ・店頭PR人材は、百貨店等への入店実績があり、店頭PRに関し必要な研修等を終了した者を手配すること。また、重点PR商品のPRを行った実績のある者、長崎県産品について、県の研修を受講するなどして熟知している者を優先的に手配すること。
- ・店頭PR人材は、県が貸与する衣服(ジャンパー等)を着用してPRを行うこと。
- ・積算にあたっては、PR人材の賃金、交通費、雑費、管理費その他業務に必要な経費を含むこと。(雑費には、資材使用、消耗品、クリーニング代、事前研修費等を含む。)

② 店頭 PR スタッフ研修(首都圏1回実施)

- ・過去に長崎フェアの際に、店頭PRスタッフの人材派遣の実績がある店舗を対象とすること。
- ・研修の講師については、県の担当者にて対応する。
- ・積算にあたっては、PRスタッフ賃金、交通費、研修資料印刷費、サンプル費等業務に必要な経費を含むこと(会場借上については県で対応する)。
- ・研修は、平日の午後から3時間程度を想定すること・研修参加者の人数は、首都圏 10 人を想定すること。

II. マッチング支援

(1) 首都圏、関西圏バイヤー等招へい経費

バイヤー等を招へいし、県産食材等の産地視察の実施及び旅費の負担を行うこと。

項目・数量等は次のとおり想定すること。

項目	対象	地区	数量等
旅費	バイヤー等	首都圏	1回2名(1泊2日)
ジャンボタクシー等		県内	1台×2日間

- ・視察先の産地・食材は、招へいするバイヤー等と調整すること。
- ・招へいするバイヤー等との日程調整、視察行程表作成及び旅行の手配(本県との往復、県内の交通手段及び宿泊。)については、受託者が県・産地等と調整のうえ実施すること。
- ・1泊2日(本土1泊)で、県内の本土地域の複数産地を巡回する行程を想定すること。
- ・巡回先は午前2~3か所、午後3~4か所を想定し、本土地域及び離島地域(島内)での移動は借上車(ジャンボタクシー等)を基本とすること。
- ・借上車(ジャンボタクシー等)の1日の使用時間は8時間を想定すること。
- ・宿泊は通常ビジネスで使用するクラスのビジネスホテル等以上(朝食付き)を手配すること。

Ⅲ その他留意事項

Ⅰ 共通事項

- ・交通費等の積算は最も合理的・経済的な方法で算出すること。
- ・事業の具体的な実施に当たっては、県、実施店舗、産地等関係機関との協議・調整を行うこと。
- ・事業開始後、業務の進捗等に伴い、実施回数や数量等について軽微な変更を行う必要が生じた場合は、県と協議の上、当初予定の内容に要する経費と同等となる範囲で内容を変更する場合があること。

[参考] 用語

Ⅰ 長崎フェア

- ・長崎県の食のイメージ形成とブランド化に資するため、高級感及び高い情報発信力を備えた百貨店・専門店・ホテル等において、重点PR商品を中心に長崎県産品を一堂に揃え、統一的な装飾を施した総合的な展開（以下、「長崎フェア」という。）を実施する。
- ・長崎フェアでは、県産品の店頭ツール等を作成し、生産者や産地教育を行ったデモンストレーター（マネキン）などによる試食販売を行うとともに、キッチンステージ（調理実演・試食）や食のセミナー、お料理教室などの百貨店などが保有する場を活用したライフスタイルの提案や、文化講座や観光イベントの実施など、長崎県の有する資源を総合的に活用して取り組む。

Ⅱ 長崎県産品ブランド化商品（重点PR商品）

- ・マーケット・インの発想により高い品質を備え、全国に通用し、県産品全体のイメージを引き上げることが期待できる商品。また、重点的にPRすることにより、商品の認知度（ブランド化）を高めることが可能な商品。
- ・店頭PRの対象は重点PR商品とし、具体的な品目は次のとおりとする。

農畜産物	水産物	地域産品
長崎いちご 長崎みかん 長崎びわ 長崎アスパラ 長崎じゃがいも 長崎和牛 長崎トマト 長崎春野菜 長崎玉緑茶 長崎四季畑 (長崎県認定農産加工品)	長崎いさき 長崎とらふぐ 長崎まあじ 長崎くろまぐろ 長崎ぶり 長崎俵物 (長崎県認定水産加工品) 長崎かんぼこ 長崎にぼし	五島手延うどん 島原手延そうめん 壱岐焼酎 長崎かんころ餅
計 10	計 8	計 4